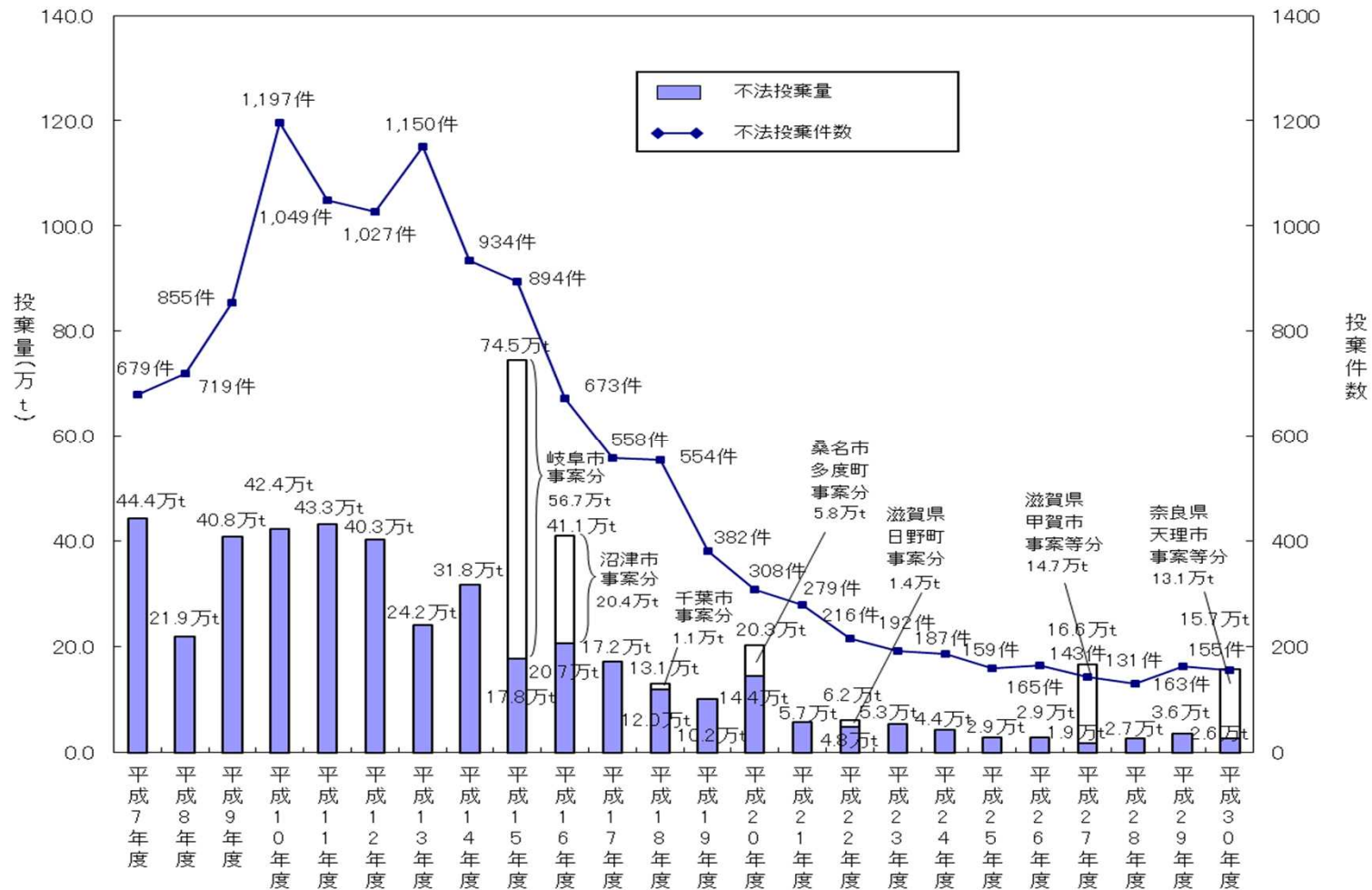


不法投棄・不適正処理の 現状について

環境省 環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

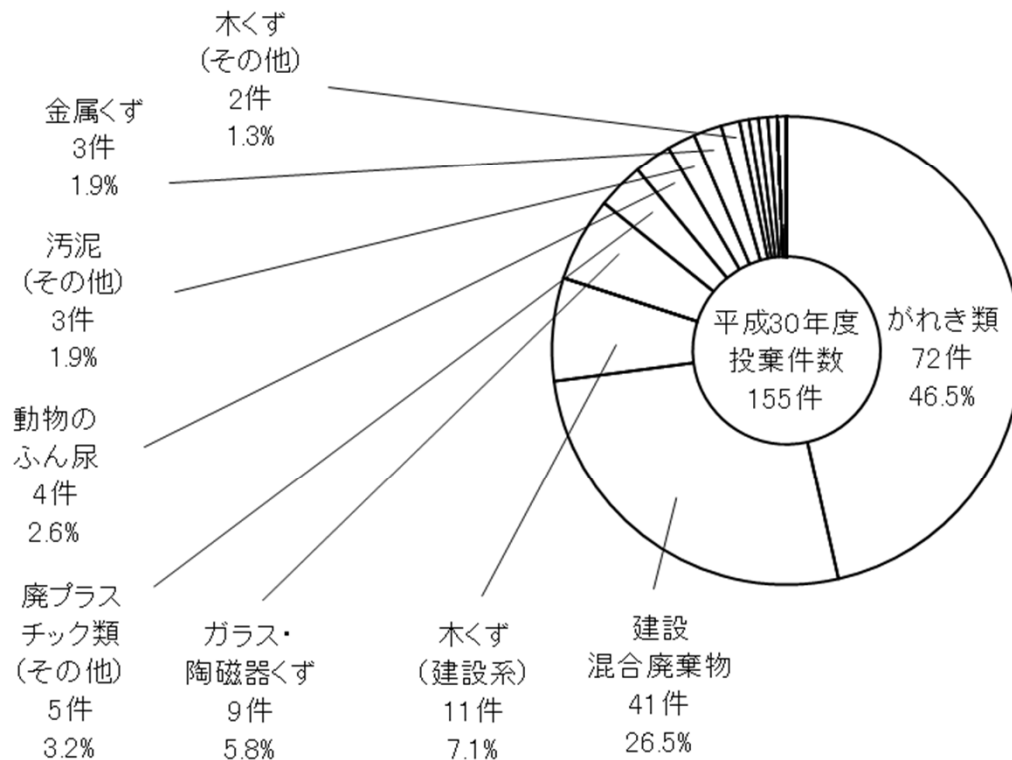


注)

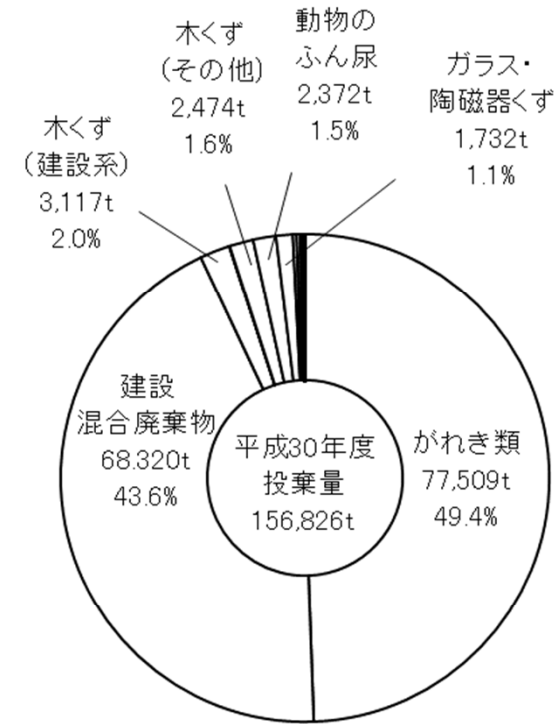
- 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
- 白抜き部分について、次のとおり。
 平成15年度: 大規模事案として報告された岐阜市事案 平成16年度: 大規模事案として報告された沼津市事案 平成18年度: 平成10年度に判明していた千葉市事案
 平成20年度: 平成18年度に判明していた桑名市多度町事案 平成22年度: 平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
 平成27年度: 大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 平成30年度: 大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄廃棄物の種類(新規判明事案)

① 投案件数



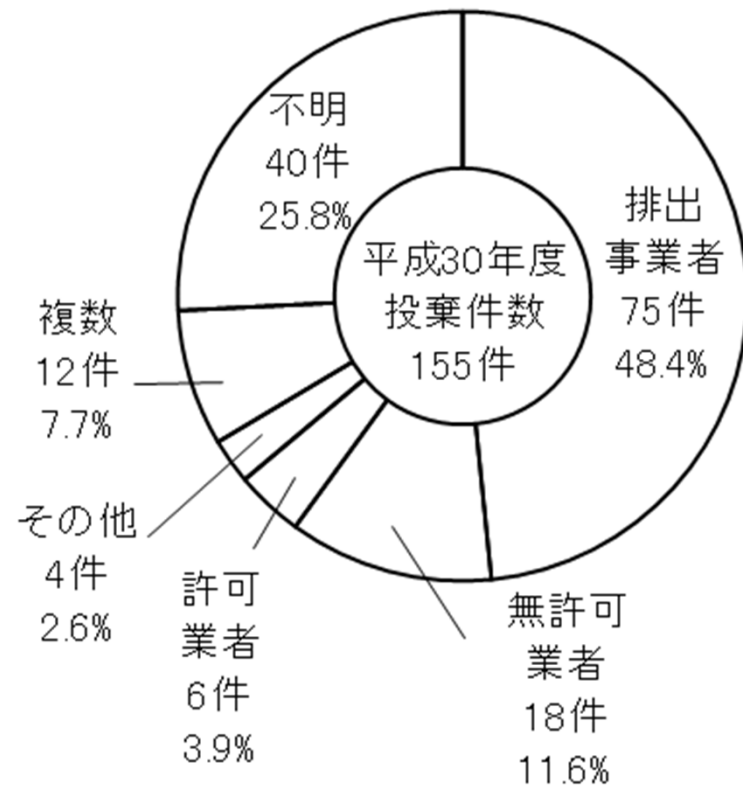
② 投棄量



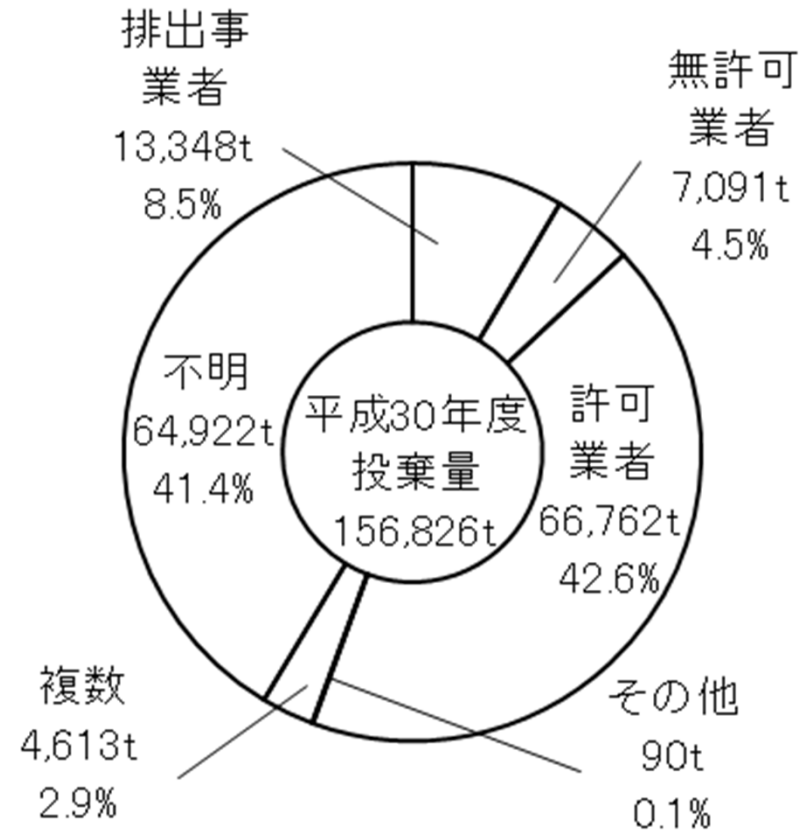
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

① 投棄件数



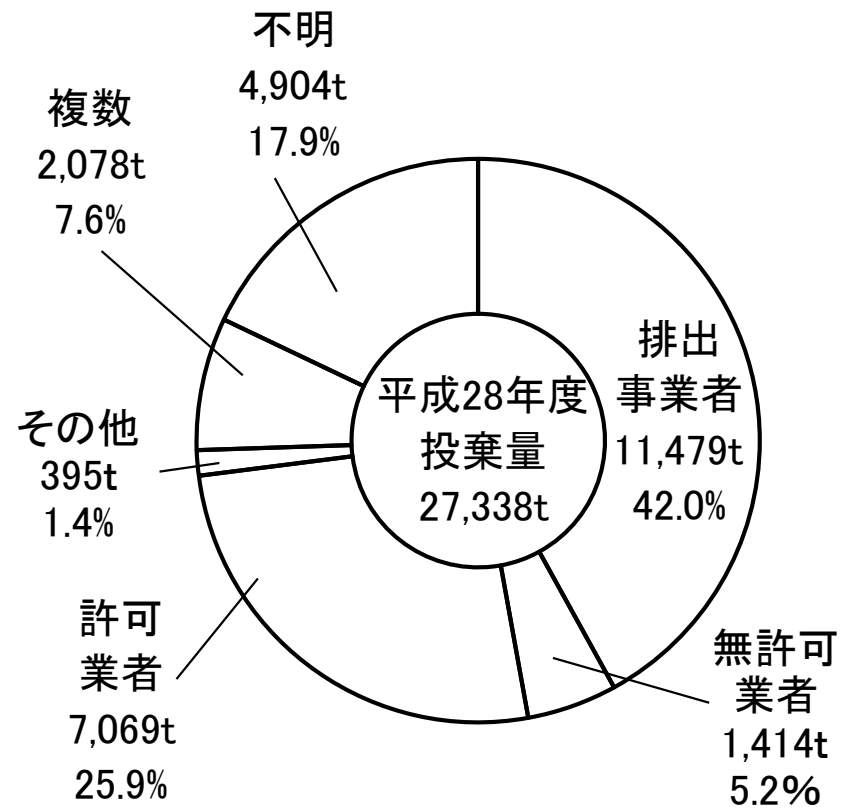
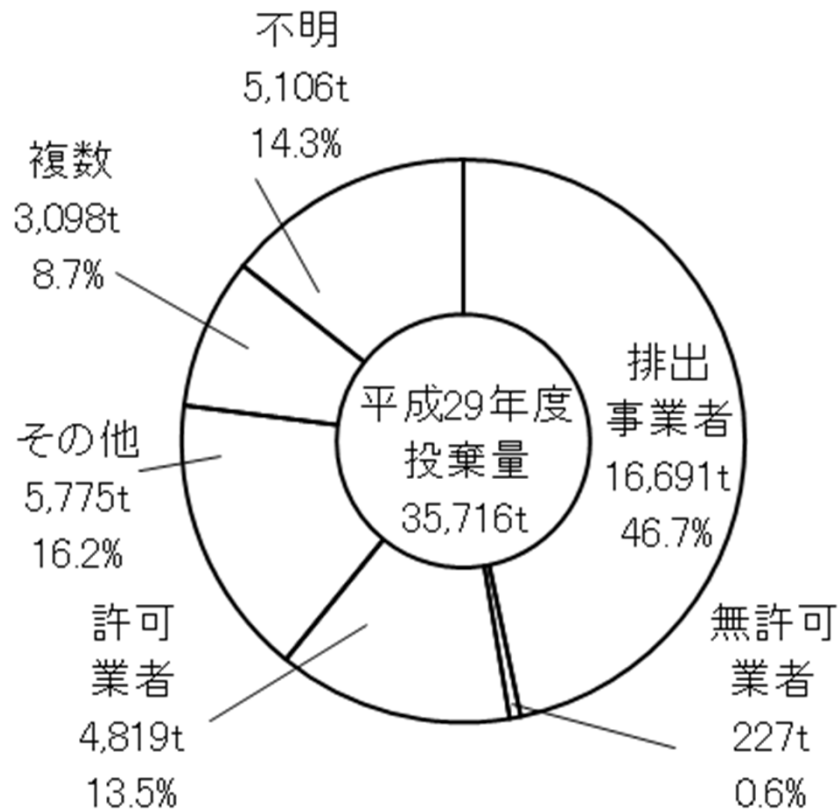
② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

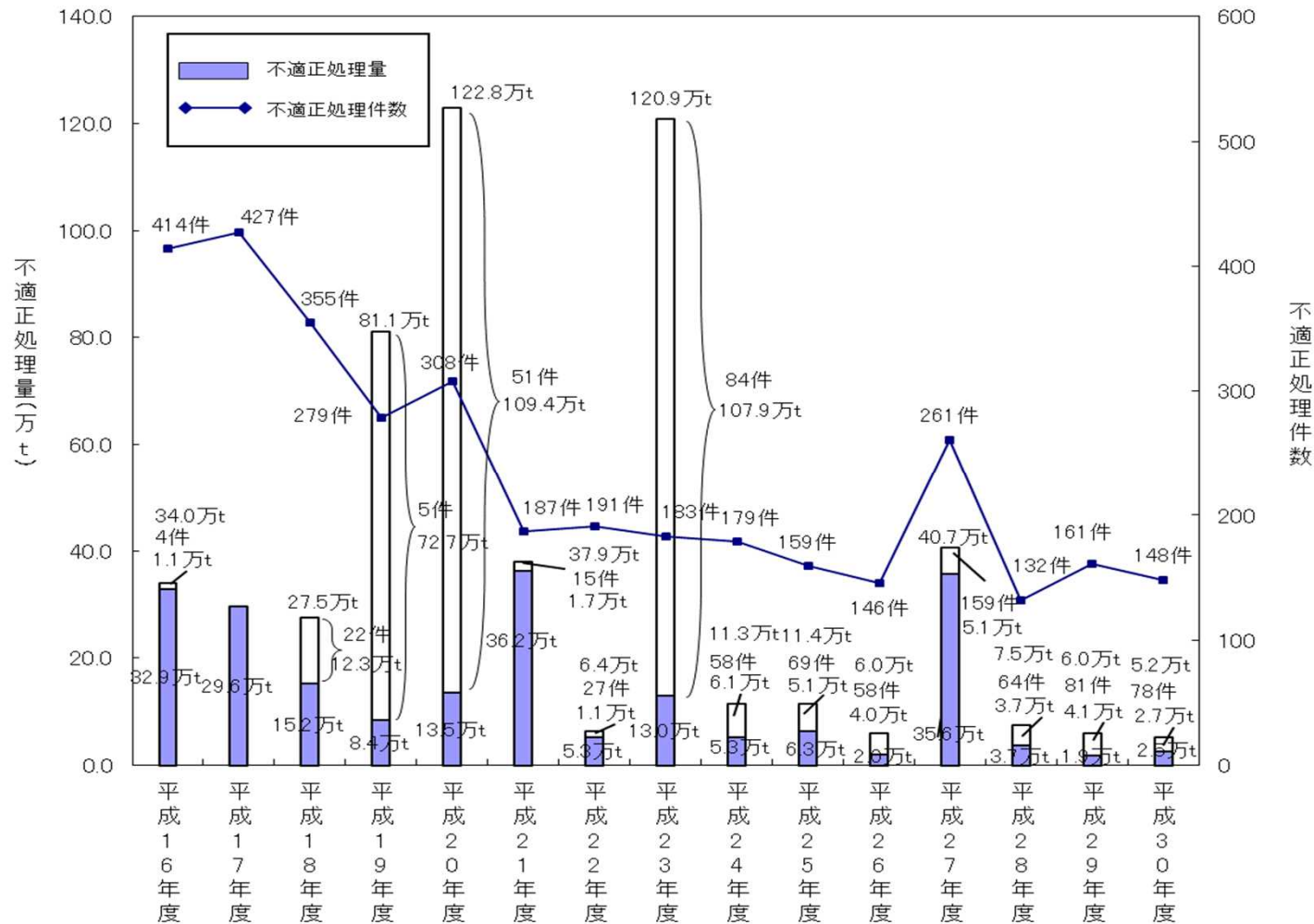
(参考) 不法投棄実行者の投棄量内訳(新規判明事案)

② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)

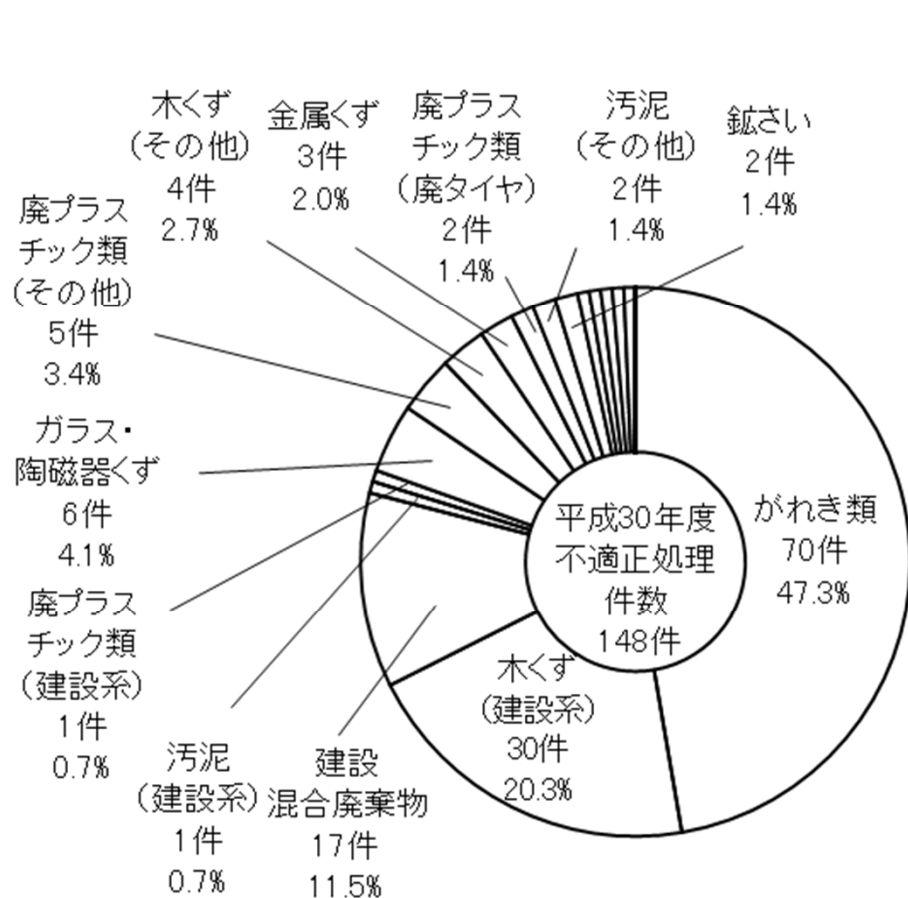


注)

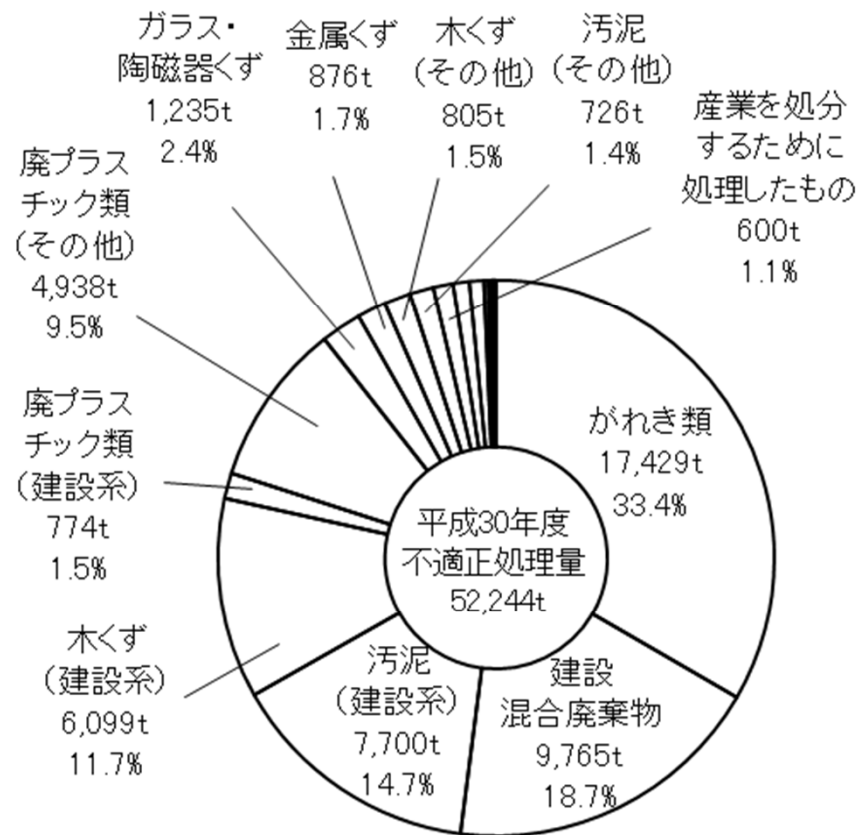
1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
2. 白抜き部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案(平成23年度以降は、開始年度が不明な事案を含む。)
3. 大規模事案については、次のとおり。
平成19年度:滋賀県栗東市事案71.4万t 平成20年度:奈良市宇陀市事案85.7万t等 平成21年度:福島県川俣町事案23.4万t等
平成23年度:愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等
平成27年度:群馬県渋川市事案29.4万t等
3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
4. 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理廃棄物の種類(新規判明事案)

① 不適正処理件数



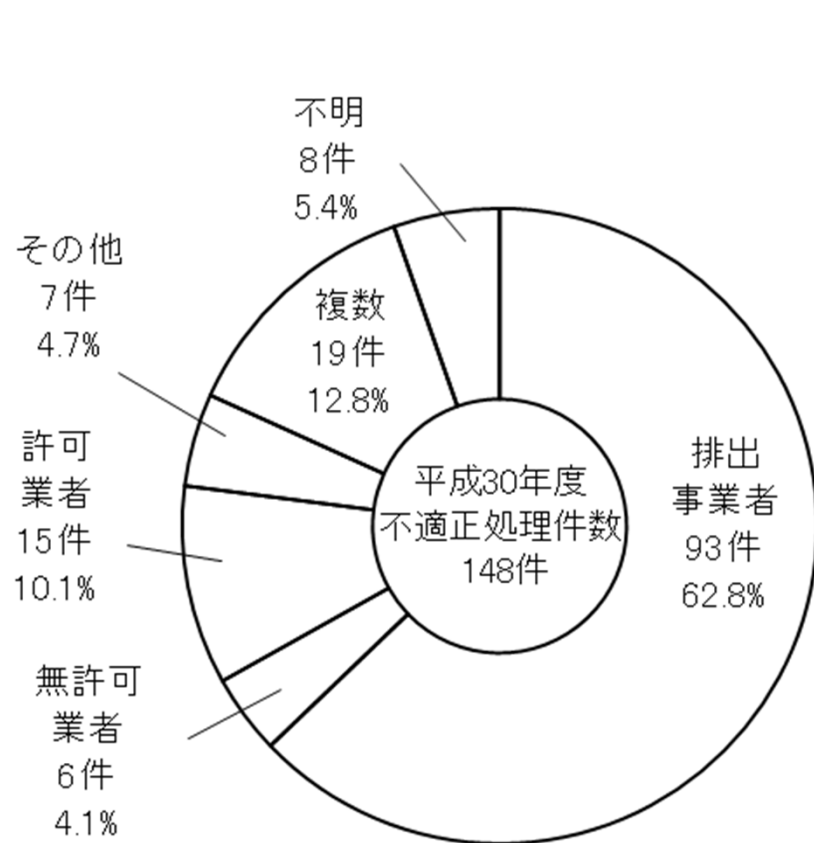
② 不適正処理量



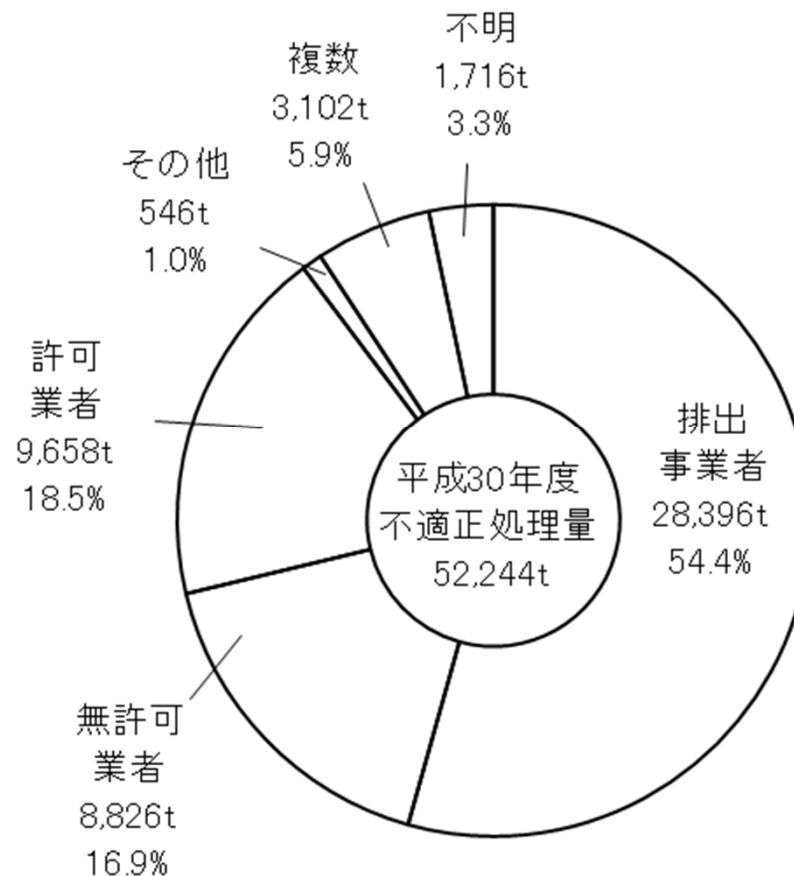
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

① 不適正処理件数



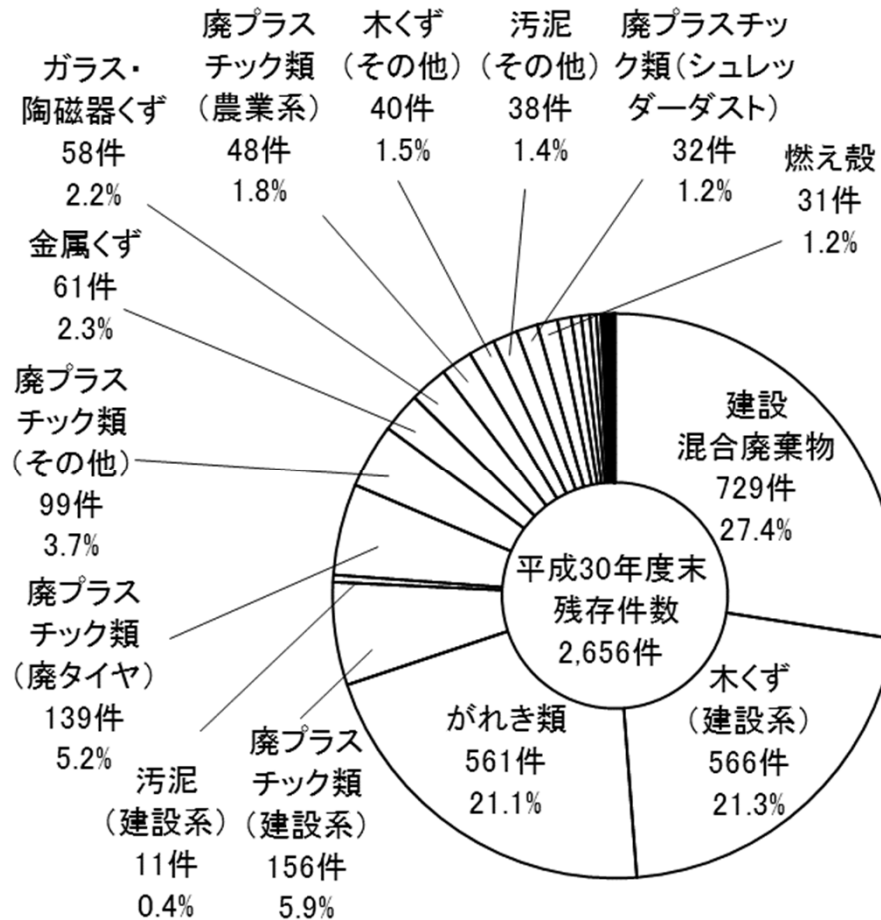
② 不適正処理量



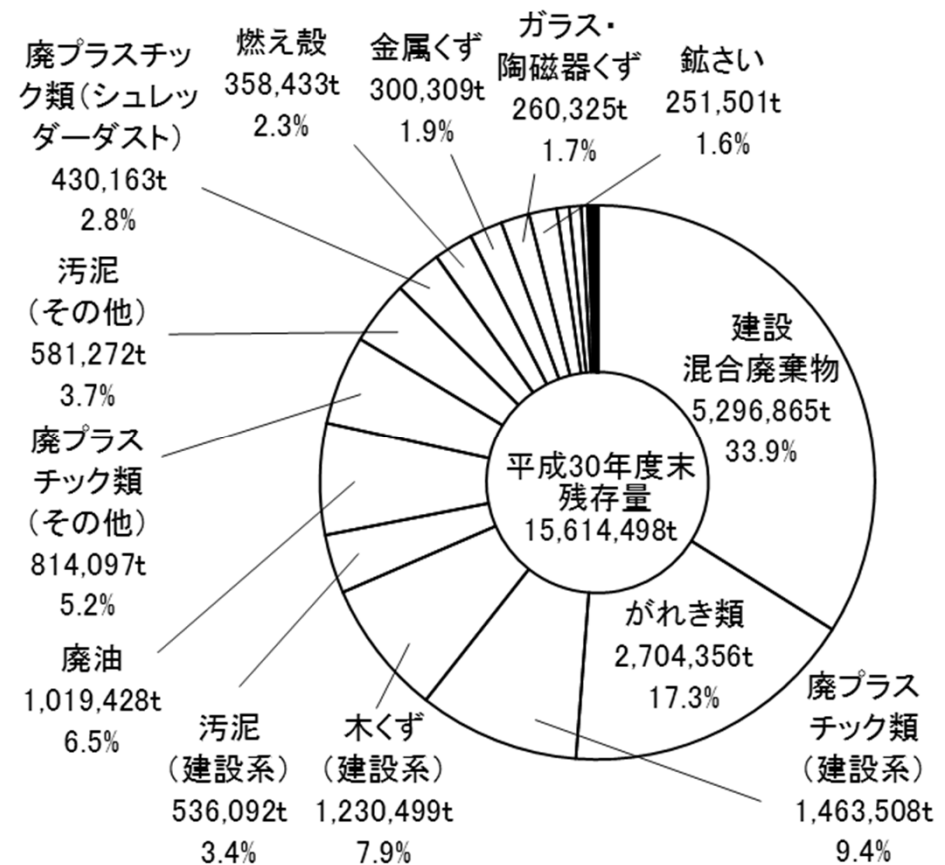
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

① 残存件数



② 残存量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等事案の支障等の状況

(残存事案 平成30年度末時点)

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	13	0.5%	1,886,926	12.1%
現に支障のおそれがある	90	3.4%	5,045,408	32.3%
現時点では支障等はない	2,537	95.5%	7,785,178	49.9%
支障等調査中	16	0.6%	896,987	5.7%
計	2,656	100.0%	15,614,498	100.0%

※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

産業廃棄物処理の構造改革

①累次の廃棄物処理法改正（平成9、12、15、16、17、22、29年）

○排出事業者責任の徹底

- ・マニフェスト制度の強化
- ・原状回復命令の拡充（対象者及び対象行為の拡大）
- ・建設系廃棄物の処理責任の元請一元化 等

○不適正処理対策

- ・許可を取り消された者等に対する措置の強化
- ・処理業者・施設の許可要件の強化
- ・罰則強化（不法投棄罪罰則引き上げ 懲役5年、罰金1千万円 法人重課3億円等） 等

○適正な処理施設の確保

- ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- ・優良な施設整備の支援
- ・都道府県知事等による5年ごとの定期検査義務づけ 等

②行政処分の指針について（通知）の発出（平成13、17、25、30年）

未然防止・拡大防止対策の強化、行政処分の徹底

①監視パトロールの強化

- ・監視担当職員の増員
- ・運送業者、郵便局、地域住民などの監視参画
- ・空や海上からの監視活動
- ・運搬車両の路上一斉検査（関東地区一斉等広域的にも実施） 等

②早期対応と行政処分の徹底

- ・対処能力の向上のための研修会への参加
- ・ブロック会議による広域的事業への対応と情報交換 等

③警察との連携による取締強化

- ・警察官の環境行政分野への出向等
- ・情報交換会議の開催 等

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな対応

①監視パトロールの実施

- ・都道府県等と合同不法投棄監視パトロールの実施 等

②ブロック会議による広域的事案への対応と情報交換

- ・都道府県等職員に対する研修会の実施
- ・廃棄物処理対策連絡協議会の実施 等

③環境省不法投棄ホットライン(住民通報システム)の対応

- ・本省が受け付けた事案について、関係自治体へ情報提供
- ・必要に応じ、都道府県等の立入検査へ同行 等

④地域住民向けの未然防止対策等に係る普及啓発

- ・不法投棄撲滅キャンペーンの実施 等

産業廃棄物適正処理推進センター ((公財)産業廃棄物処理事業振興財団)の取組

未然防止・拡大防止策の検討と都道府県等への普及、 取組促進

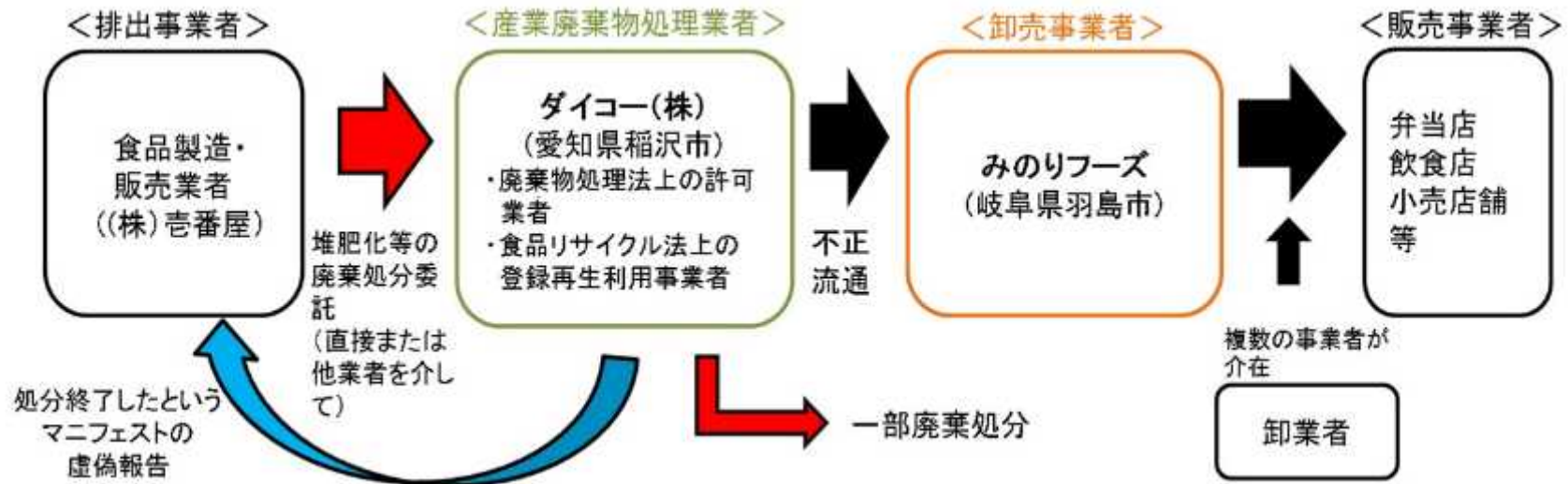
- ①支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル作成(平成18年度)
(不法投棄等事案への初期対応や事前調査、支障を除去する対策工設計のための現場調査を対象にマニュアル化)
- ②不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術の発行(平成22年度)
(原状回復支援事業技術検討委員会(平成15~20年度)の委員を中心に不法投棄等の支障除去等のための対策と技術についてとりまとめた)
- ③建設廃棄物現場管理者講習会の開催(平成23年度~現在)
(不法投棄等の未然防止のため、排出事業者である小規模な建設業者等への啓発教育を実施)

食品廃棄物の不正転売事案への対応

1. 事案の経緯等

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案。

- ・平成22年頃から過剰保管、平成24～25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管。
- ・平成28年1月 事案発覚。(株)吉番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告。
- ・平成28年2月～ 愛知県が改善命令及び排出事業者に回収を指導。
- 6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
- ・平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
- ・平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。



食品廃棄物の不正転売事案への対応

2. 再発防止について

(1) 県・環境省による監視の強化

- H28.6月に策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視強化
- 食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督強化(定期的な立入検査が必要)
- 職員の能力向上のため国や都道府県等による研修を充実

(2) 排出事業者責任の徹底

- 排出事業者は、措置命令の対象になり、社名等が公表され、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべき
- 排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化(適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など)
- 食用と誤認されないような適切な措置等(包装の除去等)を、食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき措置として、省令改正

(3) 排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認

- マニフェスト虚偽記載等に関する罰則強化を今般の廃棄物処理法改正案に位置づけ
- 電子マニフェストの一層の普及、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修
- マニフェストの記載事項等について検討

(4) 事案の発覚後の対応

- 今回の撤去は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要
- このため、著しく不衛生な状況等の事案について、緊急代執行ができるよう、行政処分の指針の見直しを検討

* その他、今般の廃棄物処理法改正に、許可を取り消された処理業者等への対応を盛り込んだところである。